

事務連絡
令和4年2月9日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤 男

特殊車両の新たな通行制度の創設及び大型車両の通行適正化に向けた
法令遵守及び安全運送の確保に向けた取組について（周知依頼）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年5月27日に公布された「道路法等の一部を改正する法律」により、寸法、重量等に係る一定の限度を超える車両（限度超過車両）のうちあらかじめ国の登録を受けた車両（登録車両）については、従来の許可申請手続きに代えて、通行が可能な経路をオンラインで即時に確認し通行できる制度が新たに創設され、令和4年4月から施行されるところです。

この新たな制度では、運送事業者に対して、乗務記録のほかに送り状等の登録車両に積載する貨物重量の記録保管を義務付けていることから、この度国土交通省より、荷主から運送事業者に対する積載貨物の重量の連絡について、周知依頼がありました。

また、大型車両の通行に係る法令遵守及び安全運送の確保に向けた取組を確実に講じるため、過積載等法令違反となる要求をしないなど、安全運送に必要な対策を講じることについても周知依頼がありましたので、併せて貴会会員企業の皆様へ周知賜われますよう、よろしく願い申し上げます。

以上

（添付資料）

別添1 国土交通省通知文

別添2 新たな特殊車両通行制度について【制度概要】

【担当】事業部 堤
TEL : 03-3551-9396
FAX : 03-3555-3218
E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp